

平成 3 0 年 1 2 月

大 東 市 議 会

定 例 月 議 会 議 案

提 出

平成 3 0 年 1 1 月 2 9 日

印刷物番号

3 0 - 5 5

も く じ

報告第 1 1 号	交通事故に係る専決処分の報告について-----	1
議案第 6 4 号	平成 3 0 年度大東市一般会計補正予算（第 5 次）について-----	別冊
議案第 6 5 号	平成 3 0 年度大東市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 次） について-----	別冊
議案第 6 6 号	平成 3 0 年度大東市介護保険特別会計補正予算（第 2 次）に ついて-----	別冊
議案第 6 7 号	平成 3 0 年度大東市後期高齢者医療保険特別会計補正予算 （第 2 次）について-----	別冊
議案第 6 8 号	平成 3 0 年度大東市水道事業会計補正予算（第 1 次）につい て-----	別冊
議案第 6 9 号	人権擁護委員の候補者の推薦について-----	2
議案第 7 0 号	市道路線の認定について-----	3
議案第 7 1 号	市道路線の変更について-----	5
議案第 7 2 号	大東市立市民会館の指定管理者の指定について-----	6
議案第 7 3 号	大東市立北条コミュニティセンターの指定管理者の指定につ いて-----	7
議案第 7 4 号	大東市立南郷子育て支援センターの指定管理者の指定につい て-----	8
議案第 7 5 号	大東市長の内部組織の設置および分掌事務に関する条例の一 部を改正する条例について-----	9
議案第 7 6 号	大東市債権管理条例について-----	1 2
議案第 7 7 号	大東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の 利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の 一部を改正する条例について-----	1 6
議案第 7 8 号	大東市に勤務する企業職員の給与の種類および基準に関する 条例の一部を改正する条例について-----	1 8
議案第 7 9 号	大東市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例 の一部を改正する条例について-----	2 1

報告第11号

交通事故に係る専決処分の報告について

交通事故に係る和解および損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

平成30年11月29日提出

大東市長 東 坂 浩 一

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 専決処分の日 | 平成30年7月31日 |
| 2 | 和解の相手方 | <div>■■■■■■■■■■</div> <div>■■■■■■■■■■</div> |
| 3 | 損害賠償の額 | 金793,200円 |
| 4 | 和解の理由 | 平成30年7月6日大東市野崎一丁目22番先の信号機のない交差点において、本市自動車（危機管理室）が南から西へ左折したところ、西から北へ左折しようとした相手方自動車に接触し、損傷させたので、これに対する損害を賠償するため。 |

議案第 6 9 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員として、法務大臣に対し、次の者を推薦いたしたく、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

平成 3 0 年 1 1 月 2 9 日提出

大東市長 東 坂 浩 一

住 所

[REDACTED]

氏 名

白 井 京 子

生年月日

[REDACTED]

議案第 70 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり路線を認定することについて、議会の議決を求める。

平成 30 年 11 月 29 日提出

大東市長 東 坂 浩 一

認定する路線

- | | |
|-----------------|--|
| 1 栄和町 3 号線 | (起点) 大東市栄和町 9 1 6 番 2 先
(終点) 大東市栄和町 9 1 6 番 1 9 先 |
| 2 中垣内二丁目 3 号線 | (起点) 大東市中垣内二丁目 5 1 4 番 6 先
(終点) 大東市中垣内二丁目 5 1 4 番 9 先 |
| 3 緑が丘一丁目 1 7 号線 | (起点) 大東市緑が丘一丁目 6 2 9 番 1 9 先
(終点) 大東市緑が丘一丁目 6 8 番 1 1 先 |
| 4 三箇六丁目 8 号線 | (起点) 大東市三箇六丁目 4 5 5 番先
(終点) 大東市三箇六丁目 5 5 7 番 6 先 |
| 5 三箇六丁目 9 号線 | (起点) 大東市三箇六丁目 4 5 5 番先
(終点) 大東市三箇六丁目 5 5 7 番 1 2 先 |
| 6 深野一丁目 4 号線 | (起点) 大東市深野一丁目 5 7 9 番 3 先
(終点) 大東市深野一丁目 5 7 9 番 1 5 先 |

- | | | |
|----|-----------|--|
| 7 | 緑が丘一丁目東西線 | (起点) 大東市緑が丘一丁目 5 3 0 番 6 先
(終点) 大東市緑が丘一丁目 5 4 3 番 1 7 先 |
| 8 | 大東中央公園東側線 | (起点) 大東市緑が丘一丁目 5 4 4 番 2 先
(終点) 大東市谷川二丁目 5 5 番 先 |
| 9 | 緑風冠高校南側線 | (起点) 大東市深野四丁目 3 6 0 番 3 先
(終点) 大東市深野四丁目 3 7 1 番 1 先 |
| 10 | 深野小学校南側線 | (起点) 大東市深野四丁目 3 7 7 番 1 先
(終点) 大東市深野四丁目 2 8 6 番 3 先 |

理 由

本市において築造した道路、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条の規定により築造された開発道路、本市へ無償寄付された道路および道路整備を予定している箇所を市道として認定するため。

議案第 71 号

市道路線の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり路線を変更することについて、議会の議決を求める。

平成 30 年 11 月 29 日提出

大東市長 東 坂 浩 一

変更する路線

- | | |
|----------------|---|
| 1 深野北一丁目 12 号線 | 新（起点）大東市深野北一丁目 177 番 11 先
（終点）大東市深野北一丁目 189 番 2 先
旧（起点）大東市深野北一丁目 177 番 11 先
（終点）大東市深野北一丁目 178 番 74 先 |
| 2 北条南北 9 号線 | 新（起点）大東市北条四丁目 1896 番 45 先
（終点）大東市北条三丁目 1896 番 50 先
旧（起点）大東市北条四丁目 1896 番 45 先
（終点）大東市北条三丁目 1900 番 2 先 |

理 由

道路整備を予定している箇所を市道として認定すること等に伴い、市道認定路線を変更するため。

議案第 72 号

大東市立市民会館の指定管理者の指定について

大東市立市民会館の指定管理者として次の者を指定いたしたく、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 11 月 29 日提出

大東市長 東 坂 浩 一

- | | |
|-------------|--|
| 1 公の施設の名称 | 大東市立市民会館 |
| 2 指 定 管 理 者 | 大阪府中央区瓦町一丁目 6 番 10 号
太平ビルサービス大阪株式会社 |
| 3 指 定 の 期 間 | 平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで |

議案第73号

大東市立北条コミュニティセンターの指定管理者の指定について

大東市立北条コミュニティセンターの指定管理者として次の者を指定いたしたく、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年11月29日提出

大東市長 東 坂 浩 一

- | | |
|-------------|---------------------------------|
| 1 公の施設の名称 | 大東市立北条コミュニティセンター |
| 2 指 定 管 理 者 | 大東市北条四丁目2番12号
特定非営利活動法人ほうじょう |
| 3 指 定 の 期 間 | 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで |

議案第74号

大東市立南郷子育て支援センターの指定管理者の指定について

大東市立南郷子育て支援センターの指定管理者として次の者を指定いたしたく、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年11月29日提出

大東市長 東 坂 浩 一

- | | |
|-------------|----------------------------------|
| 1 公の施設の名称 | 大東市立南郷子育て支援センター |
| 2 指 定 管 理 者 | 大東市諸福五丁目2番23号
特定非営利活動法人ぷち・マミィ |
| 3 指 定 の 期 間 | 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで |

議案第 75 号

大東市長の内部組織の設置および分掌事務に関する条例の一部を改正する条例について

大東市長の内部組織の設置および分掌事務に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 11 月 29 日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

平成 31 年 4 月 1 日から機構改革を実施すること等に伴い、所要の改正を行うため。

大東市長の内部組織の設置および分掌事務に関する条例の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日
条 例 第 号

大東市長の内部組織の設置および分掌事務に関する条例（平成6年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

（2）行政改革推進室

第2条中第8号を第9号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

（3）戦略企画部

第3条第2項および第3項を次のように改める。

2 行政改革推進室の分掌する事務は、行政改革および行政経営に関することとする。

3 戦略企画部の分掌する事務は、次のとおりとする。

- （1）市政の総合企画および総合調整に関すること。
- （2）総合計画（基本構想および基本計画に関することに限る。）に関すること。
- （3）総合戦略に関すること。
- （4）秘書に関すること。
- （5）栄典および表彰に関すること。
- （6）広報および広聴に関すること。
- （7）統計および調査に関すること。
- （8）市の魅力づくりおよびシティセールスに関すること。
- （9）情報化に関すること。

第3条中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、同条第5項中第12号を第13号とし、第9号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加え、同項を同条第6項とする。

- （9）戸籍、住民基本台帳および印鑑登録に関すること。

第3条第4項中第13号を削り、第12号を第13号とし、第9号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、同項第8号中「用度」を「契約」に改め、同号を同項第9号とし、同項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加え、同項を同条第5項とする。

(6) 行政評価に関すること。

第3条第3項の次に次の1項を加える。

4 政策推進部の分掌する事務は、次のとおりとする。

(1) 総合計画（実施計画に関することに限る。）に関すること。

(2) 財政に関すること。

(3) 新庁舎整備に関すること。

(4) 産業の振興に関すること。

(5) 労働行政に関すること。

(6) 公民連携に関すること。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 76 号

大東市債権管理条例について

大東市債権管理条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 11 月 29 日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

本市の債権の管理に関し、必要な事項を定めるため。

大東市債権管理条例（案）

平成 年 月 日
条 例 第 号

（目的）

第1条 この条例は、市の債権の管理について必要な事項を定めることにより、市の債権の管理の適正化を図り、もって公平な市民負担の確保および公正かつ円滑な行財政運営に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の債権 金銭の給付を目的とする市の権利（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第240条第4項第3号から第7号までに掲げる債権を除く。）をいう。
- (2) 公債権 市税（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく徴収金に係るものをいう。次号において同じ。）以外の市の債権のうち、法第231条の3第1項に規定する歳入に係る債権をいう。
- (3) 私債権 市の債権のうち、市税および公債権以外のものをいう。

（法令等との関係）

第3条 市の債権の管理については、法令または他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

（市長等の責務）

第4条 市長および上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）は、市の債権の管理について、当該債権の債務者の資力の状況その他の事情を考慮し、適切かつ効率的な措置をとらなければならない。

（延滞金）

第5条 市長等は、公債権について、法第231条の3第1項の規定による督促をした場合において、当該督促をした金額が2,000円以上であるときは、当該督促をした金額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、その履行期

限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該履行期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収するものとする。ただし、当該延滞金の額に100円未満の端数があるときまたはその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てるものとする。

2 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

3 市長等は、当該債権を第1項の履行期限までに履行しないことについて、やむを得ない理由があると認めるときは、同項の延滞金を減額し、または免除することができる。

（債権の放棄）

第6条 市長は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条の5の規定により徴収停止の措置をとった債権であって、債権金額が50万円を超えるものについて、同条各号のいずれかに掲げる事由が3年間継続し、なお債務者が履行することができる見込みがないと認められるときは、当該債権の放棄に係る法第96条第1項第10号の規定による議会の議決を求めるものとする。

2 市長は、私債権のうち消滅時効の期間が経過したもの（当事者がその援用をしていないものに限る。）であって、債権金額が50万円を超えるものについて、次の各号のいずれかに掲げる事由があるときは、当該債権の放棄に係る法第96条第1項第10号の規定による議会の議決を求めるものとする。

（1）債務者に差し押さえることができる財産がないとき。

（2）強制執行をすることによって債務者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。

（3）債務者の所在および差し押さえることができる財産がともに不明であるとき。

（4）債権金額が債権の回収に要する費用に満たないと認められるとき。

（5）債務者が当該債権につき消滅時効を援用する蓋然性が高いと認められるとき。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条、次項および付則第3項の規定は、平成33年4月1日から施行する。

(延滞金に関する規定の適用)

- 2 第5条の規定は、この条例の施行の日以後に発生する市の債権について適用し、同日前に発生する市の債権については、なお従前の例による。

(延滞金の割合の特例)

- 3 当分の間、第5条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合および年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

議案第 77 号

大東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について

大東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づ
く個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 11 月 29 日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年
法律第 27 号）に基づく個人番号を利用して処理することができる事務に生活保護法（昭
和 25 年法律第 144 号）による進学準備給付金の支給に関する事務が追加されたことに
伴い、所要の改正を行うため。

大東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日
条 例 第 号

大東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づ
く個人番号の利用に関する条例（平成 27 年条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 市長の部(7)の款(8)の項中「就労自立給付金」の次に「もしくは進学準備給付
金」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 78 号

大東市に勤務する企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例について

大東市に勤務する企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 11 月 29 日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

管理職員特別勤務手当について規定すること等に伴い、所要の改正を行うため。

大東市に勤務する企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日
条 例 第 号

大東市に勤務する企業職員の給与の種類および基準に関する条例（昭和 4 0 年条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「宿日直手当」の次に「、管理職員特別勤務手当」を加える。

第 3 条第 1 項中「あつて」を「あつて」に改める。

第 7 条中「組入れる」を「組み入れる」に改める。

第 8 条中「勤務時間外」を「勤務時間以外の時間」に、「こえて」を「超えて」に改める。

第 1 0 条第 1 項中「休日にあたつても」を「休日（国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日（以下この項において「祝日法による休日」という。）および年末年始の休日（1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日までの日をいい、祝日法による休日を除く。）をいい、代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日をいう。以下同じ。）に当たつても」に改める。

第 1 2 条中「職員が」を削り、同条の次に次の 1 条を加える。

（管理職員特別勤務手当）

第 1 2 条の 2 管理職員特別勤務手当は、第 4 条の規定に基づき管理職手当を支給される職員（次項において「管理職員」という。）が臨時または緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。）または休日（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合に、当該職員に対して支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時または緊急の必要により週休日等以外の日の午前 0 時から午前 5 時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第 1 5 条第 2 項および第 4 項中「あつては」を「あつては」に改め、同条第 5 項および

第6項中「あつて」を「あつて」に改める。

第17条第1項中「あつた」を「あつた」に改め、同条第2項中「当り」を「当たり」に改める。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 79 号

大東市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する
条例について

大東市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 11 月 29 日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

公職選挙法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 66 号）が平成 31 年 3 月 1 日から施行されることに鑑み、大東市議会議員の選挙における候補者が選挙運動のために使用するビラの作成に係る公費負担の限度額等を定めるため。

大東市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日
条 例 第 号

大東市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例（平成 19 年条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大東市議会議員および大東市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例

第 1 条および第 2 条中「大東市長」を「大東市議会議員および大東市長」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の大東市議会議員および大東市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。